令和４年（行ウ）第１８号　埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分に対し国土交通大臣がなした裁決の取消請求事件

原告　東恩納琢磨　ほか１７名

被告　国（処分行政庁　国土交通大臣）

原告ら第１０準備書面の要旨

２０２５年８月７日

那覇地方裁判所民事第２部合議Ａ係　御中

本書面では、被告準備書面５・１１頁以下（第３・２以下）に対する反論を行なっています。

１　まず、総論的な反論としては、被告の主張が、①将来生じうる被害を過小評価していること、②埋立法の存在意義を没却する内容であることを指摘しています。

２　その上で、被告準備書面５・第３・２以下について、反論を行なっています。

　　第３・２部分については、行訴法９条１項が、「当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」と定めているにもかかわらず、被告の主張は、さも「当該処分又は裁決によって直接的な法律上の被害を受ける者」という定めであるかのように曲解している点で妥当ではないことを述べています。

３　被告準備書面５・第３・３部分についてですが、まずこの（１）部分への原告側の反論について、直前となり恐縮ですが、訂正をしていますので、ご確認ください。要旨、被告が引用している文献を前提としても、被告が依って立つ基準に誤りがあるという主張をしています。

　　その上で、（２）以下では、騒音に関する知見についての被告の主張の誤りについて指摘をし、被告の主張、すなわちＷ値７５をもって原告適格を認める基準にすべきである、という主張が誤りであることを指摘しています。

４　被告準備書面５・第３・４部分で被告は、昨年５月の高裁判決を批判しているところ、原告は、この被告の批判の誤りについて指摘し、高裁判決が導き出した規範、法の解釈適用が適切であったことを指摘しています。

５　被告準備書面５・第３・５部分で被告は、本件原告らについて原告適格が認められないと主張しているところ、これに対し原告は、上記でみたとおり、被告の主張は多くの誤りを含んでいるのであって、高裁判決が認めたとおり、本件原告についても原告適格が認められるべきであると主張しています。

６　以上が本書面の要旨なのですが、被告準備書面５では、騒音や衝突による生活環境に係る著しい被害は「本件裁決から生じるものでもない」とする主張が見られました。

　　しかしながら、本件裁決が、米軍への基地供用における不可欠な要素であることは、およそ争点にはなりえない、客観的かつ明白な事実であります。すなわち、県の不承認を取り消すという本件裁決が無ければ、県の不承認が効力を有し続けるのであって、新基地建設はそれ以上進めることができず、米軍への基地供用も不可能となり、米軍機が飛行することもないのであって、本件裁決が米軍機飛行にとって必要不可欠であることは、客観的に明らかであります。
　それにもかかわらず、騒音や衝突による生活環境に係る著しい被害は「本件裁決から生じるものでない」とする主張は、国の責任から逃避するものでもあると言わざるを得ません。
　そもそも、この国に住む者の、平穏な生活環境を守るのは、日本政府の責務ではないでしょうか。ましてや、司法において違法であると判断されている米軍機という外国軍により生ぜられる騒音や、住居への衝突の危険性などについて、日本政府が責任をもって監理・監督し、その発生を防ぐよう行動しなければ、他に誰がその被害や危険について責任をもつというのでしょうか。
　我々としても「“日本人ファースト”であれ」とまでは言いませんが、被告のこのような、「日本に住む者の声には耳を閉ざし、米軍機による違法な騒音の撒き散らしには、我関せずとして、責任をとらず野放しにする」というような、いわば“米軍ファースト”な主張は、被告国の主張としては、厳に慎むべきであると考えます。

　７　なお、本書面では、今後の進行についても言及しています。原告としては、本日の期日において結審されることはなく、本案の主張に移行するであろうと考え、原告側からは被告準備書面５に記載されていること以外の原告適格に関する主張は、あえて控えることとしました。
　仮に本日において結審の予定であったということであれば、もう一期日、原告からの原告適格に関する主張を提出する機会を設けていただきたいと考えております。

以　上